

庵治漁業協同組合資源管理協定

協定締結日 令和6年2月3日
協定認定日 令和6年2月13日

(目的)

第1条 本協定は、庵治漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、庵治漁業協同組合に属する漁業者の当該漁業における操業可能海域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類及び漁業の種類は、別表第1のとおりとする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

ヒラメ	香川県資源管理方針別紙2-1に定める資源管理の方向性
マダイ	香川県資源管理方針別紙2-3に定める資源管理の方向性
サワラ	香川県資源管理方針別紙2-5に定める資源管理の方向性
イカナゴ	香川県資源管理方針別紙2-6に定める資源管理の方向性
トラフグ	香川県資源管理方針別紙2-7に定める資源管理の方向性
シラス	香川県資源管理方針別紙2-8に定める資源管理の方向性
マダコ	香川県資源管理方針別紙2-9に定める資源管理の方向性
ウシノシタ類	香川県資源管理方針別紙2-10に定める資源管理の方向性
マナガツオ	香川県資源管理方針別紙2-11に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、別表第1に掲げるところにより行うものとする。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、香川県に設置された資源管理協議会（以下、「資源管理協議会」という。）において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、別表第1に定める履行確認書類等を基に確認することとする。ただし収入安定対策事業を利用していない者については、操業日誌のみでの履行確認とする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を香川県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施及び履行確認のために必要とされる情報を香川県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び香川県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は当該違反の疑義の内容について、資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反をしたことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び香川県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(参加者名簿)

第9条 協定代表者又は全参加者は、本協定を締結したとき、次に掲げる事項を資源管理協議会に報告するものとする。

- 一 氏名及び住所
 - 二 使用漁船名
 - 三 漁船登録番号
 - 四 法第57条に基づく許可を受けている場合にあっては、漁業許可番号
- 2 参加者名簿は別表第2のとおりとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対し

て、変更届出書により当該変更の内容を届け出るものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を届け出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間（令和 6 年 2 月 3 日から令和 11 年 2 月 2 日まで）とする。

(協定を変更し、又は廃止する場合の手続き)

第 12 条 協定の変更（漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 35 条第 4 項の規定による協定の変更（同条第 5 項の規定による協定の軽微な変更を除く。）をいう。以下この条において同じ。）、及び協定の廃止（同条第 4 項の規定による協定の廃止をいう。以下この条において同じ。）においては、参加者間で協議し、決定するものとする。

- 2 前項により、協定の変更をしようとするときは、協定代表者は遅滞なく香川県知事に認定協定の変更認定申請を提出し、変更認定を受けなければならない。
- 3 第 1 項により、協定の廃止又は協定の軽微な変更をしたときは、協定代表者は遅滞なく香川県知事に届け出るものとする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第 13 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき香川県知事にあっせんすべきことを求める決議は参加者の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(その他)

第 14 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は令和 6 年 2 月 13 日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第5条関係）

水産資源	漁業の種類	自主的管理措置（取組）	履行確認書類
サワラ	さし網漁業 (さわら流し さし網漁業)	定期休漁 漁期中、日曜日休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳） 又は市場荷受伝票（各漁業者の出荷日がわかるもの。以下同じ。） ・各漁業者の操業日誌（操業日がわかるもので組合長証明。以下同じ。）
		秋漁の短縮（9月）※	<ul style="list-style-type: none"> ・各漁業者の操業日誌
		漁具（目合い）の制限※	
ヒラメ、マ ダイ、トラ フグ、マダ コ、ウシノ シタ類	小型機船底び き網漁業	定期休漁 周年週2日休漁（休漁カレンダーを作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳） 又は市場荷受伝票 ・各漁業者の操業日誌
		漁獲サイズ制限（小型魚の保護）	<ul style="list-style-type: none"> ・各漁業者の操業日誌
		漁具（袋網の目合、張竿）の制限	
		出入港時間の制限	
		漁獲量の制限	
イカナゴ、 シラス	袋まち網漁業 (いかなご込 網・餌料いわし 込網)	定期休漁 漁期中、旧暦の8日、9日、23日、 24日休漁、及び別に16日間の 休漁（休漁カレンダーを作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳） 又は市場荷受伝票 ・各漁業者の操業日誌
		漁具（目合い）の制限	・各漁業者の操業日誌
マナガツ オ	袋まち網漁業 (魚込網漁業)	定期休漁 漁期中、旧暦の8日～13日、23 日～28日休漁 (休漁カレンダーを作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳） 又は市場荷受伝票 ・各漁業者の操業日誌
マダコ	たこつぼなわ 漁業	漁期短縮 漁期中、5月1日～5月14日の 14日間休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳） 又は市場荷受伝票 ・各漁業者の操業日誌 ・操業開始前の漁具の写真（日付入り）

(※) 公的管理措置